

確定拠出年金(DC)がNISAと共に拡大へ!～税制改正大綱で個人型DCが拡充、厚年基金解散加速や職域NISA(職場積立NISA)の補完で企業型DCが拡大する可能性～

※国際投信投資顧問 投信調査室がお届けする、日本版ISAに関する情報を発信するコラムです。

税制改正大綱で個人型確定拠出年金(DC)の拡充

2015年1月14日(水)閣議決定の平成27年度税制改正大綱にはNISA(少額投資非課税制度)及びジュニアNISA 関連のほか、**個人型確定拠出年金(Defined Contribution/DC)の加入対象者の拡大等がある。**

現行は、自営業者等や勤め先に企業年金のない民間サラリーマンしか加入出来ないが、①企業年金のある民間サラリーマン、②公務員、③被扶養配偶者、も加入出来る様にする。これで、原則20～60歳の全国民が個人型DCに加入出来る事となり、確定給付型年金(Defined Benefit/DB)しかない企業などへ転職した民間サラリーマンや、退職して被扶養配偶者となった専業主婦等が個人型DCでも引き続き、掛け金を拠出出来る様になる。

実施は2015年の通常国会で法改正(確定拠出年金法等)をし、早くも2016年度(2016年4月～)となりそうで、その後、「**加入可能年齢の70歳への引き上げや、拠出限度額の見直しは厚労省の審議会でこれから議論し、2016年の法改正を目指す。**」(2015年1月5日付日本経済新聞～後述URL[参考ホームページ])と言う。

日本の確定拠出年金

赤字箇所…今後法改正を経て、2016年度以降の実施が見込まれる内容。

…新しく加入可能となる者および拠出限度額。

2015年1月14日現在

加入者	確定給付型の年金制度 (厚生年金基金、確定給付企業年金、私学共済など)	企業型確定拠出年金 (企業型DC/日本版401k)	個人型確定拠出年金 (個人型DC)		備考	
			拠出限度額 (年額)	加入の可否		
自営業者等 (国民年金第1号被保険者)	-	-	-	○	81.6万円	国民年金基金と合算(※1参照)。
民間サラリーマン (国民年金第2号被保険者)	勤め先に 企業年金なし→	なし	-	○	27.6万円	
民間サラリーマン (国民年金第2号被保険者)	勤め先に 企業年金あり	あり	33.0万円 (18.6万円)*	○	企業型DC加入者 (他の企業年金がある場合) 14.4万円	*企業型DCのマッチング拠出(従業員拠出)に注意(※2参照)。
		なし	66.0万円 (42.0万円)*	○	企業型DC加入者 (他の企業年金がない場合) 24.0万円	*企業型DCのマッチング拠出(従業員拠出)に注意(※3参照)。
		あり	-	○	確定給付型年金のみ加入者 14.4万円	
公務員 (国民年金第2号被保険者) (被用者年金一元化後)	-	-	-	○	公務員等共済加入者 14.4万円	平成27年10月施行で、被用者年金一元化・公務員年金払い退職給付制度。
被扶養配偶者 (国民年金第3号被保険者)	-	-	-	○	第3号被保険者 27.6万円	

※1: 自営業者等(国民年金第1号被保険者)の個人型DCの拠出限度額は年81.6万円(月6.8万円)で国民年金基金との合算枠(2004年10月1日から同額)。

※2: 「他の企業年金」とは確定給付型の年金制度(厚生年金基金、確定給付企業年金、私学共済など)等のこと。

※2: 民間サラリーマンで「勤め先に企業型DC制度があり、他の企業年金もある場合」…企業型DCの拠出限度額は年33万円(月2.75万円)。規約に定めれば、企業型DCの「マッチング拠出(従業員拠出)」が可能(2012年1月1日から導入され、加入する従業員個人が企業の掛け金に乗せて拠出できる)。マッチング拠出の実施は労使任意であり、拠出額は労使合計で年33万円まで、かつ従業員個人が出せるのは企業の拠出額と同額まで。また、マッチング拠出を行って、規約に定めれば、企業型DCに加えて個人型DCへの加入が可能となる。この場合、個人型DCの拠出額は年14.4万円まで、企業型DCの拠出額は年18.6万円となる。

※3: 民間サラリーマンで「勤め先に企業型DC制度があり、他の企業年金がない場合」…企業型DCの拠出限度額は年66万円(月5.5万円)。規約に定めれば、企業型DCの「マッチング拠出(従業員拠出)」が可能(2012年1月1日から導入され、加入する従業員個人が企業の掛け金に乗せて拠出できる)。マッチング拠出の実施は労使任意であり、拠出額は労使合計で年66万円まで、かつ従業員個人が出せるのは企業の拠出額と同額まで。また、マッチング拠出を行って、規約に定めれば、企業型DCに加えて個人型DCへの加入が可能となる。この場合、個人型DCの拠出額は年24.0万円(月2.0万円)まで、企業型DCの拠出額は年18.6万円となる。

(出所: 厚生労働省、平成27年度税制改正大綱より国際投信投資顧問株式会社投信調査室が加工して作成)

個人型 DC で追加される加入対象者の掛け金限度額は下記の通り。

- ① 民間サラリーマン(国民年金第 2 号被保険者)で、確定給付型の年金制度(厚生年金基金、確定給付企業年金、私学共済など)は「あり」、企業型確定拠出年金(企業型 DC/日本版 401k)も「あり」の場合、年 14.4 万円。
- ② 民間サラリーマン(国民年金第 2 号被保険者)で、確定給付型の年金制度(厚生年金基金、確定給付企業年金、私学共済など)は「なし」、企業型確定拠出年金(企業型 DC/日本版 401k)が「あり」の場合、年 24.0 万円。
- ③ 民間サラリーマン(国民年金第 2 号被保険者)で、確定給付型の年金制度(厚生年金基金、確定給付企業年金、私学共済など)は「あり」、企業型確定拠出年金(企業型 DC/日本版 401k)が「なし」の場合、年 14.4 万円。
- ④ 公務員(国民年金第 2 号被保険者)(被用者年金一元化後)の場合、年 14.4 万円。
- ⑤ 被扶養配偶者(国民年金第 3 号被保険者)は年 27.6 万円。

上記①と②について、企業型 DC 年金の加入者が個人型 DC へ加入するには、その加入者がマッチング拠出(従業員拠出)を行っておらず、かつ、当該企業型 DC の規約に個人型 DC への加入を可能とする旨を定め、個人型 DC に加入した際の企業型 DC の限度額を、①年 18.6 万円、②年 42.0 万円にする事が求められる。 個人型 DC に加入しない場合は、企業型 DC の限度額は従来通りの①年 33.0 万円、②年 66.0 万円であり、個人型 DC に加入する場合には、①は 14.4 万円、②は 24.0 万円、個人型 DC 分が引下げられる事となる。

税制改正大綱で小規模事業所の個人型掛け金拠出、DC を月単位から年単位、ポータビリティー拡充(DC から DB への移管を可能に)

個人型 DC の加入対象者の拡大以外、次の事もある。

●小規模事業所の個人型掛け金拠出

従業員数が100人以下の小規模事業所は個人型 DC の掛け金を拠出出来る。 拠出限度額は年 27.6 万円。従業員が使い残した拠出限度額内で掛け金を拠出出来る。 事業主負担は損金処理も出来る。

●企業型 DC・個人型 DC の拠出限度額の管理方法を月単位から年単位とする

2015 年 1 月 16 日付第 15 回社会保障審議会企業年金部会(後述 URL[参考ホームページ])資料によると、月単位の限度額の場合には、各月で使い残しが発生するが、年単位にする事で使い残し分を 6 月のボーナス時にまとめて拠出するなどが可能。

●ポータビリティー拡充～DC から DB への移管を可能に～

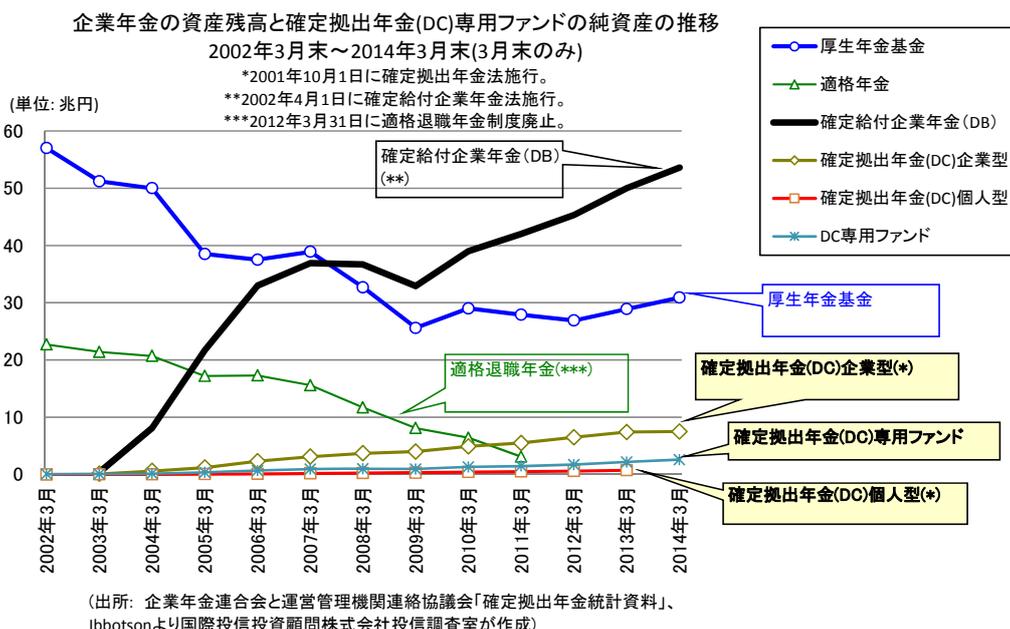
現在は確定給付企業年金(DB)から DC、DB 同士、DC 同士で移管が認められているが、DC から DB への移管が出来ない。それを DC から DB への移管を可能にする。

企業型 DC は厚年基金解散加速や職域 NISA による補完を受けて拡大する可能性

個人型 DC の加入対象者の拡大等で今後の個人型 DC の拡大が期待される。ところで、現在は DC のほとんどを企業型 DC が占めており、その加入者数は個人型 DC の 25 倍超となっている(2014 年 3 月末現在で個人型 18.3 万人、企業型 464.2 万人～厚生労働省)。企業型 DC の拡大は厚生年金基金(厚年基金)の解散が大きな要因となっている(*厚年基金は高齢化によって確定した給付額が増え続け財政難となって解散へ向かっている)。

さらに厚年基金解散は 2014 年 3 月まで、代行部分も含めて積立不足の無い事が必要とされて難しかったが、2014 年 4 月からは代行部分で損失を抱える基金の 5 年以内の解散が義務付けられ、解散後の分割納付も認められ、解散加速要因となっ

ている。だが、企業型 DC よりも確定給付企業年金(DB)が選択される傾向が高かった。DB は年金の受取り見込み額がわかりやすく資産運用に気を使わずすむ為だ。しかしそれは従業員のメリットで、会社にとっては予定利率を達成出来なかった場合の積立不足責任を負う(さらにその積立不足の分割計上が 2014 年 3 月期決算以降難しくなった)。その意味で今後は DB より DC が拡大する可能性が高い。

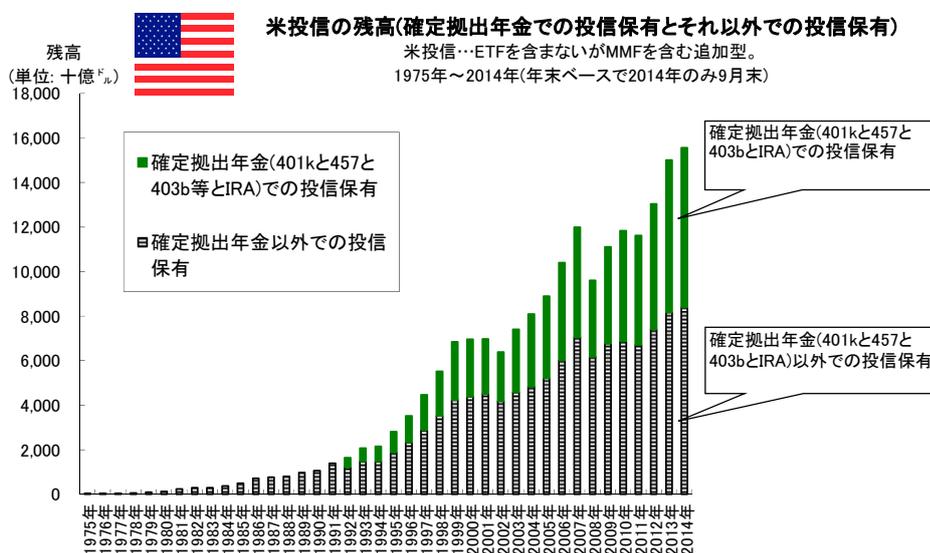


尚、企業型 DC は NISA とは無縁ではない。職場単位で NISA 口座開設を働き掛ける職域 NISA、「職場積立 NISA」は 2014 年から実行可能(*既に実行している金融機関も)で、2014 年 12 月 12 日に NISA 推進・連絡協議会が「職場積立 NISA ガイドライン」を発表、今年 2015 年からの拡大が期待されている(2014 年 8 月 25 日付日本版 ISA の道その 68～後述 URL[参考ホームページ])。NISA は DC と違い、外務員登録をしている担当者なら投資アドバイスを提供出来るので、DC を補完する事にもなる。さらに、今後、アベノミクスによるデフレ脱却が実現、物価が上昇すれば、予定利率を持つ DB や DC の中で約 6 割を占める「元本確保型」(*加入者の半数弱は利回りが 1%以下)は企業の負担増と資産の目減りリスクも高まり、一層 DC 拡大の余地が出来る。そして、米国など海外で起きている「DB から DC へ」の流れが日本でも起きる可能性があると言えよう。

ちなみに、厚年基金を解散して企業型 DC に資産を全部移換する場合、限度額は過去に遡る為、その移管額が大きくなる場合が多い。計算方法は「厚年基金(他の企業年金等)が無い場合の高い限度額(*現行月 5.5 万円)を入社日から解散日まで合計、利子額を加える(*利子額…1996 年まで年 5.5%、それ以降は 10 年国債の 5 年間平均利回りで毎月複利)。限度額を超える額は給与などの形で支払われる。」——。こうした解散する厚年基金からの一時的な資金が 2014 年 4 月以降、DC(ファンド)に流入している。

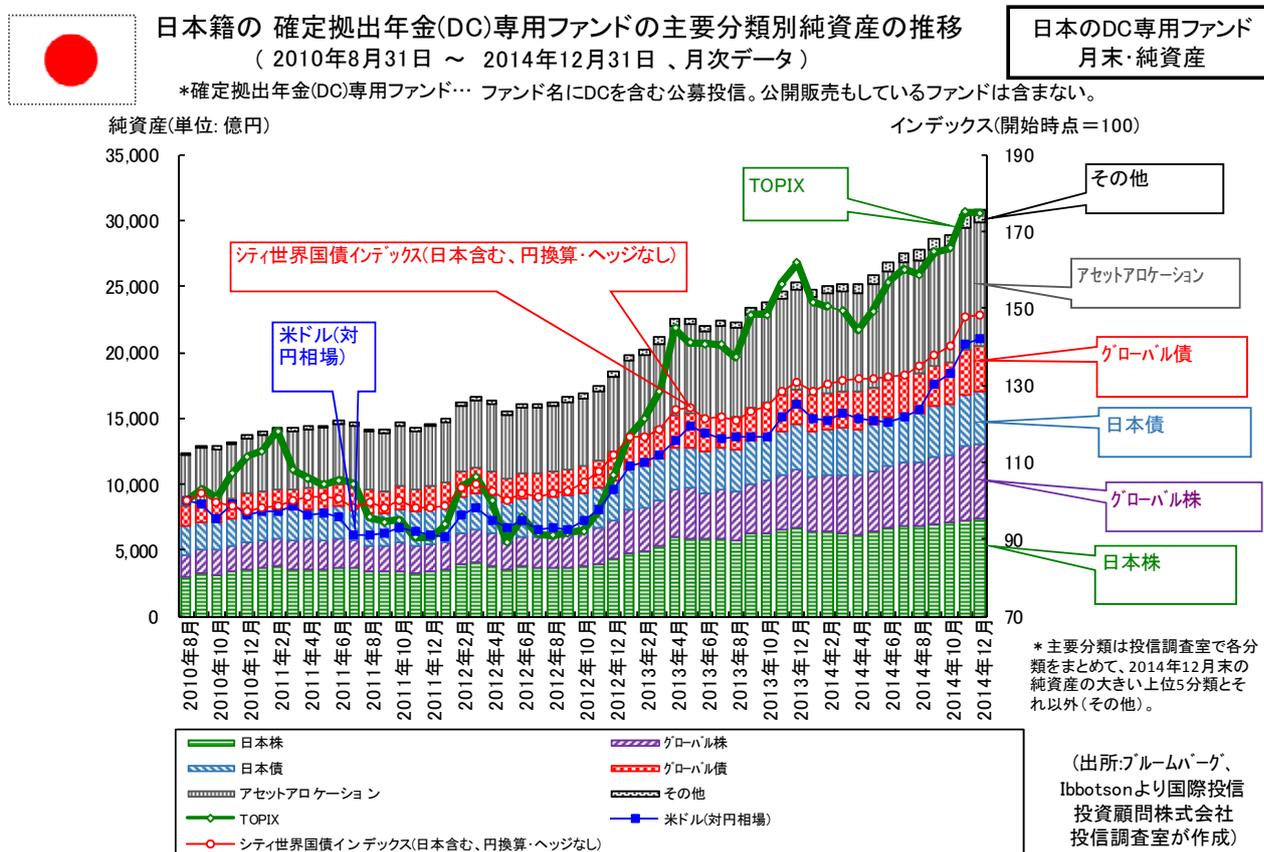
DC ファンドの最新動向

DC 拡大によって、一部が投資(投信)に向かい、国民の資産形成を拡大させ、経済に寄与する事が期待される。「従来型の年金に取って代わり退職金制度の主流になっている米国」(2015年1月22日付米ダウ・ジョーンズ)では、確定拠出年金が大きく拡大しており、その資金は投信にも向かっており(401k では 62.9%、個人退職勘定/IRA では 47.7%~2014年9月末現在)、2014年9月末現在約 15兆 5584億^{ドル}(約 1706兆円)ある米投信(ETFを含まないがMMFを含む追加型)の内、確定拠出年金(401kと457と403b等とIRA)以外での投信保有が 8兆 3984億^{ドル}(約 921兆円~54.0%)なのに対し、確定拠出年金(401kと457と403b等とIRA)での投信保有が 7兆 1600億^{ドル}(約 785兆円~46.0%)にも及んでいる(2014年9月末現在)。



(出所: 米投信協会/ICIより
国際投信投資顧問株式会社投信調査室が作成)

最後に日米確定拠出年金(DC)ファンドの最新動向を見る。まずは日本で下記が純資産、次頁が純設定である。日本の一般の投信に比べ、純流入の時が多く、また、日本株ファンドやグローバル株、アセットアロケーション型などの占める割合が大きいのが特徴である。

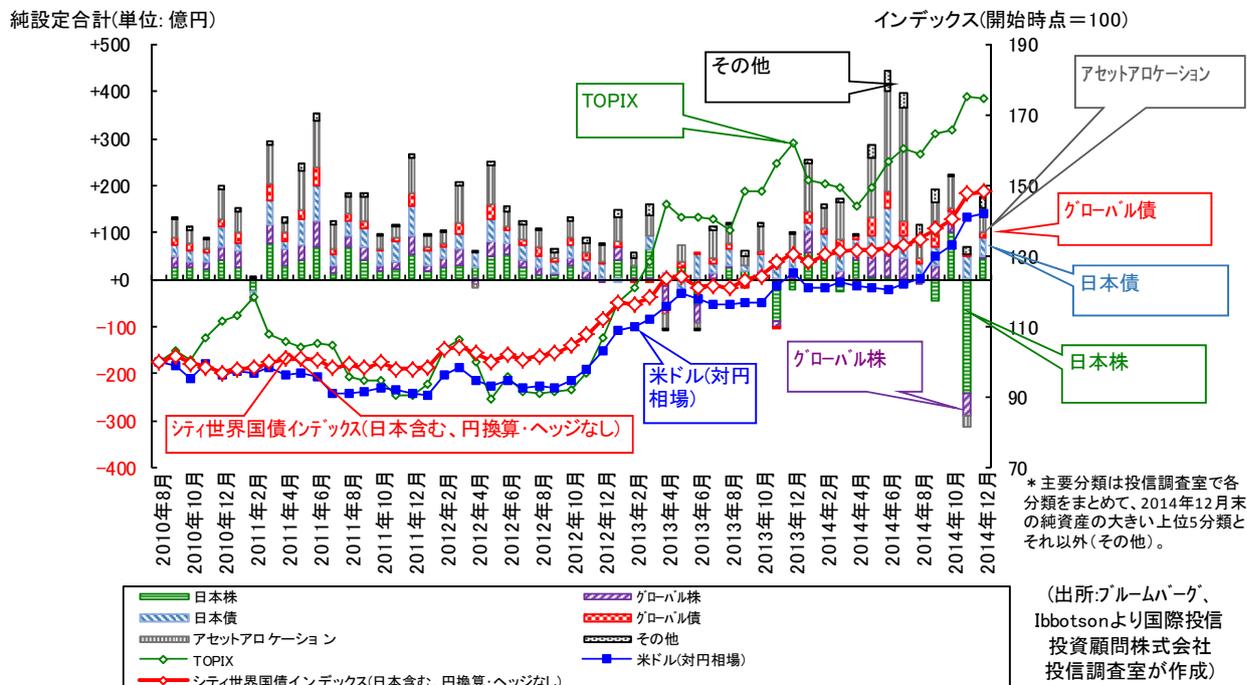




日本籍の 確定拠出年金(DC)専用ファンドの純設定(推計)の推移
(2010年8月31日 ~ 2014年12月31日、月次データ)

日本のDC専用ファンド
月次・純設定

*確定拠出年金(DC)専用ファンド… ファンド名にDCを含む公募投信。公開販売もしているファンドは含まない。
インデックス…TOPIXと米ドル(対円相場)、シティ世界国債インデックス(日本含む、円換算・ヘッジなし)。



[参考ホームページ]

平成 27 年度(2015 年度) 税制改正の大綱(2015 年 1 月 14 日閣議決定)...

「 http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2015/20150114taikou.pdf 」、

2014 年 6 月 23 日付日本版 ISA の道 その 60「日本版 401k の非課税枠拡大!(日本版 IRA と NISA に期待) ~ 米国 401k(と 529)と日米確定拠出年金(DC)ファンドの最新動向 ~」...

「 <http://www.kokusai-am.co.jp/news/jisa/pdf/140623.pdf> 」、

2015 年 1 月 7 日付厚生労働省「平成27年度厚生労働省関係税制改正について」...

「 <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000070200.html> 」、

2015 年 1 月 16 日付厚生労働省 第 15 回社会保障審議会企業年金部会(資料 2 平成 27 年度税制改正大綱(企業年金関連部分) に関する参考資料...

「 <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000071324.html> 」、

2015 年 1 月 5 日付日本経済新聞「企業年金改革 門戸広げ老後の生活安定」...

「 <http://www.nikkei.com/article/DGXLZO81541770U5A100C1NN1000/> 」

2014 年 12 月 31 日付日本経済新聞「主婦は掛け金年 27.6 万円 確定拠出年金、誰でも加入可能に」...

「 http://www.nikkei.com/money/features/70.aspx?g=DGXLASFS30H57_30122014MM8000 」

2014 年 8 月 25 日付日本版 ISA の道 その 68「天引き NISA(職域 NISA、ワークプレイス NISA)のガイドラインが 10 月から適用! 確定拠出年金(DC)等と共に給与で積立投資!! 英国ワークプレイス ISA(WISA)の今。」...

「 <http://www.kokusai-am.co.jp/news/jisa/pdf/140825.pdf> 」。

以上
(投信調査室 松尾、窪田)

本資料に関してご留意頂きたい事項

本資料は日本版ISA(少額投資非課税制度、愛称「NISA/ニーサ」)に関する考え方や情報提供を目的として、国際投信投資顧問が作成したものです。本資料は投資勧誘を目的とするものではありません。なお、以下の点にもご注意ください。

- 本資料中のグラフ・数値等はあくまでも過去のデータであり、将来の経済、市況、その他の投資環境に係る動向等を保証するものではありません。
- 本資料の内容は作成基準日のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 本資料は信頼できると判断した情報等をもとに作成しておりますが、その正確性、完全性等を保証するものではありません。
- 本資料に示す意見等は、特に断りのない限り本資料作成日現在の国際投信投資顧問 投信調査室の見解です。

本資料中で使用している指数について

- ・東証株価指数(TOPIX)は、(株)東京証券取引所及びそのグループ会社(以下、「東証等」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウは東証等が所有しています。
- ・シティ世界国債インデックスは、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている債券インデックスです。